

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度 清須市学校給食アレルギー対応検討会
開催日時	令和6年6月25日（火） 午後3時30分から午後5時10分まで
開催場所	清須市学校給食センター 2階 研修室
議題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 清須市学校給食センターの業務概要（DVD視聴）</p> <p>3 議 題</p> <p>（1）委員長及び副委員長の互選について</p> <p>（2）学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方について</p> <p>（3）児童生徒の食物アレルギーに関する集計結果について</p> <p>（4）学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について</p> <p>（5）学校給食特定原材料等一覧表について</p> <p>（6）その他</p> <p>4 その他</p>
会議資料	<p>資料1 清須市学校給食アレルギー対応検討会設置要綱</p> <p>資料2 学校給食アレルギー対応検討会委員名簿</p> <p>資料3 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方</p> <p>資料4 学校給食におけるアレルギーに関する集計表</p> <p>資料5 学校給食におけるアレルギーに関する原因食品集計表</p> <p>資料6 学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について</p> <p>資料7 学校給食特定原材料等一覧表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年7月学校給食献立表</li> <li>・令和6年7月特定原材料等一覧表</li> </ul>
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	0人
出席委員	<p>24人</p> <p>○委員長 三嶋委員（春日中学校長）</p> <p>○副委員長 久保委員（星の宮小学校保護者代表）</p> <p>○医師 山田委員（山田医院医師）</p>

	<p>○学校長の代表 西尾委員（西枇杷島中学校長）</p> <p>○保護者の代表 竹島委員（西枇杷島小学校保護者代表）、原委員（古城小学校保護者代表）、猪子委員（清洲東小学校保護者代表）、森委員（新川小学校保護者代表）、小野田委員（桃栄小学校保護者代表）、五嶋委員（春日小学校保護者代表）、平岩委員（西枇杷島中学校保護者代表）、佐藤委員（清洲中学校保護者代表）、丸山委員（新川中学校保護者代表）及び土肥委員（春日中学校保護者代表）</p> <p>○養護教諭の代表 伊藤委員（古城小学校養護教諭）、山本委員（清洲東小学校養護教諭）、長谷川委員（春日小学校養護教諭）及び臼ヶ谷委員（新川中学校養護教諭）</p> <p>○給食主任の代表 吉川委員（西枇杷島小学校給食主任）、後藤委員（新川小学校給食主任）、田川委員（星の宮小学校給食主任）及び湊田委員（清洲中学校給食主任）</p>
欠席委員	<p>3人 山本委員（清洲小学校長）、犬飼委員（桃栄小学校長）及び日沖委員（清洲小学校保護者代表）</p>
出席者（市）	<p>3人 ○教育委員会事務局教育部学校教育課 天竺教育長、石黒教育部長及び瀬尾学校教育課長</p>
事務局	<p>4人 ○学校給食センター管理事務所 吉田学校給食センター管理事務所長、齋藤所長補佐、水口栄養教諭及び吉川栄養教諭</p>
<p>会議の経過 (進行 吉田管理事務所長)</p> <p>○連絡事項</p> <p>1 あいさつ 天竺教育長あいさつ</p> <p>2 清須市学校給食センターの業務概要 清須市学校給食センターの紹介DVDの視聴（約12分間）</p> <p>3 議題 (1) 委員長及び副委員長の互選について（資料1及び資料2参照） ○委員長に三嶋委員（春日中学校長）を互選した。 (三嶋委員長あいさつ)</p>	

(進行 吉田管理事務所長⇒三嶋委員長)

○委員長が、副委員長に久保委員（星の宮小学校保護者代表）を指名した。  
(久保副委員長あいさつ)

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方について（資料3参照）

(資料3に基づき、吉田管理事務所長説明)

○質疑応答なし

(3) 児童生徒の食物アレルギーに関する集計結果について（資料4及び資料5参照）

(資料4及び資料5に基づき、齋藤所長補佐説明)

○質疑応答なし

(4) 学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について（資料6参照）

(資料6に基づき、水口栄養教諭説明)

○質疑応答

- ・ 竹島委員（西枇杷島小学校保護者代表）  
現在、アレルギー対応食の提供は、卵と乳製品について行っているとのことですが、小麦について対応食を提供することはできませんか。
- ・ 吉田管理事務所長  
6,000食の大量調理をしている当市の学校給食において、小麦に関しては、混入の可能性、特に微量の混入、いわゆるコンタミネーションが高い食品と判断しています、あわせて当市のセンターの設備、人員を鑑みた場合、小麦の除去食・代替食の提供は十分な安全性を確保できないと判断し実施しておらず、現時点では今後も実施する予定はありません。
- ・ 竹島委員（西枇杷島小学校保護者代表）  
清須市では、小麦の対応食は実施していませんが、乳アレルギーの代替食の場合、小麦も除去されていることがあると思います。例えば、乳が使用されているパンの場合はご飯に、乳が使用されているカレーの場合は特定原材料不使用のルーというように小麦のっていないものを提供していると思います。乳のアレルギーがない場合でも乳アレルギーの代替食を申し込むことはできますか。
- ・ 水口栄養教諭  
乳アレルギー対応食は、医師の作成する「学校生活管理指導表」に基づいて、乳アレルギーを持つ児童生徒に対して提供するというルールの中で実

施していますので、乳アレルギーでない児童生徒に対応食を提供することは行っておりません。

(5) 学校給食特定原材料等一覧表について（資料7参照）

（資料7に基づき、吉田管理事務所長説明）

○質疑応答

- ・平岩委員（西枇杷島中学校保護者代表）  
今回の「特定原材料に準ずるもの」の品目変更については、移行期間や猶予期間は設けられていないのですか。
- ・吉田管理事務所長  
表示変更における移行期間等は特に定められておらず、消費者庁が食品事業者へ速やかに表示を見直すよう促すとしているということは情報として聞いていますので、今後の食品事業者の状況を注視する中で、当市の学校給食にかかる「特定原材料等一覧表」における品目変更を指示していきたいと思えます。

(6) その他

- ・山田委員（山田医院医師）  
乳アレルギーを解除する場合のことでお聞きしたいのですが、医師としては負荷試験で200ml程度飲めれば解除という判断をすることが多いのですが、給食現場の立場からは何ml飲めれば解除という判断をされるのでしょうか。
- ・水口栄養教諭  
学校給食では、200mlの牛乳は毎日提供され、それとあわせて乳の入っているスープであったり、デザートでヨーグルトやチーズが提供されたりします。ですので、解除する場合200mlでは足りない判断をしています。現在、清須市として何ml以上摂取できれば解除とするかは明確に決まっていないため、今後検討して決めていく必要があると考えています。
- ・山田委員（山田医院医師）  
学校給食では、常に200mlの牛乳が提供されるため解除する場合200mlでは足りないということは理解できました。今後、解除に向けた診断を行う場合、保護者と話をする際に学校給食においては200ml以上の乳製品が提供されることを踏まえておきます。話は変わりますが卵アレルギーの関連で確認させていただきたいのですが、生の卵は給食に出ないと思えますが、かき玉汁を調理する場合、加熱はどの程度されるのでしょうか。
- ・水口栄養教諭  
学校給食では、中心温度85℃以上で1分間となります。
- ・佐藤委員（清洲中学校保護者代表）  
小麦のアレルギーのある子どもの件です。現在は運動誘発に注意しながら

小麦の摂取をしていますが、小学生の頃、アレルギー対応の面談時に小麦アレルギー解除の申出を学校へ行ったところ、「完全でない」と解除の決定はできない」と言われ、そのまま継続して小麦を摂取しない学校給食の対応となりました。「完全」とはどのような状態なのか疑問に感じました。

・水口栄養教諭

学校生活の中で、給食は特に安全性、児童生徒の命を守ることを最優先に考える必要があります。自宅では少しずつ摂取できるようになっても、医師の診断で完全に克服し摂取できるようになった状態でないと給食における解除はできません。

・佐藤委員（清洲中学校保護者代表）

医師からは、解除の診断を受けていたのですが。

・水口栄養教諭

学校給食における食物アレルギーの事例として、解除のタイミングで摂取しアレルギー反応が出てしまったということが多くありますので、給食における摂取は、しばらく様子を見ましようという判断だったのではないかと思います。

・山田委員（山田医院医師）

食物アレルギーが解除された場合、対象食物の摂取に間が空くと反応が出てしまうケースがあります。ある程度頻繁に摂取しないとブロックできません。摂取しない期間が2週間あると軽い反応が出るというデータもあり、給食の献立を確認しながら、週に3回ぐらいは原因食物を自宅で摂取するよう保護者の方にはお話ししています。

・原委員（古城小学校保護者代表）

自分は転勤が多く、その中で感じたことですが、アレルギーに関する提出資料はどの学校も同じですが、アレルギーに対する方針や対応は学校ごとで異なっていることに違和感を持っています。その中で、学校の先生方の食物アレルギーに関する認識が、「食べたらだめ」という感覚でしか捉えておらず、先生方が食物アレルギーの理解を深めることが必要ではないかと思っています。

・水口栄養教諭

学校ごとに研修は行われていますが、個別に養護教諭の先生から食物アレルギーに関して、給食センターへ相談をいただくこともあります。養護教諭と栄養教諭で連携し、先生方に食物アレルギーへ理解を深めてもらう研修など検討していきたいと思っています。

・久保副委員長（星の宮小学校保護者代表）

現場の先生方に対しては、エピペン使用のための講習会などは行われているのでしょうか。

・水口栄養教諭

年度初めに講習を行っています。

・山田委員（山田医院医師）

エピペンを打つ練習用のものがありますので、それを使用して行うのですが、ただ、練習用と本物を打つのでは感覚に大きな違いがあります。保育園の先生方に講習するときは、廃棄となるものを使用して本物のエピペン注射器で行ってもらっています。

- ・平岩委員（西枇杷島中学校保護者代表）  
エピペンを打つ行為に制限などはありますか。
- ・山田委員（山田医院医師）  
エピペンを処方するのは医師になりますが、打つ行為は、医療行為にはあたらないので、発作が起きたときには、どなたが打ってもかまいません。学校生活においては、先生が打つことになるのかと思います。
- ・平岩委員（西枇杷島中学校保護者代表）  
エピペンを打つことで、何かデメリットはありますか。
- ・山田委員（山田医院医師）  
中学生、高校生ぐらいに多いのですが、2回目、3回目を打ったときに頭痛の起こることがありますが、ためらってエピペンを打たないことの方がデメリットは大きいと思います。例えば、じんま疹の症状の他に咳き込んだりなど、2つの症状がある場合は、すぐに打った方がよいです。また、打つ行為と同時に救急車要請をしていただきたいと思います。
- ・竹島委員（西枇杷島小学校保護者代表）  
先生方に対して、エピペンの講習会をどこの学校も年度初めに行われているかと思います。エピペンは1年で使用期限が切れますので、エピペンを処方されている子どもの保護者が期限切れのものを取っておいて、それを学校に提供して講習に使用してもらおうということを今回西枇杷島小学校で行いました。
- ・伊藤委員（古城小学校養護教諭）  
本物のエピペンを使用して打つ練習をすることは大事だと思います。これまで私自身は実際にエピペンを打った経験はなく、ある医療機関での研修に参加したときに、初めて本物のエピペン針を見る機会があり、練習用との違いを実感し、勉強になりました。

#### 4 その他

- ・吉田管理事務所長より  
委員の皆様にはお願いです。今年度中の当検討会の招集は、今のところ予定をしていませんが、緊急に検討会を招集する場合もございます。その際は、ご協力いただくようお願いいたします。

○閉会（午後5時10分）

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所 052-400-7925